石狩市皮膚科開設助成金のご案内

募集期間　令和７年４月１日（火）～ 令和７年７月18日（金）

石狩市に新たに皮膚科を開設する医師又は医療法人へ、開設に要する費用の一部を助成します。

最大　２，５００万円

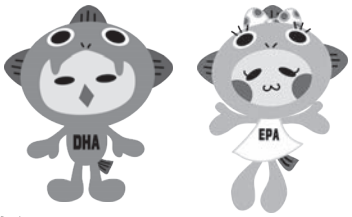

【助成の要件】
■石狩市内に皮膚科を有する病院・診療所を開設すること。
■皮膚科診療を継続して10年以上実施する見込みがあること。

【募集件数】
１件（募集期間終了後に、お申込みいただいた方にご連絡申し上げます）

【助成金の種類】

助成金種類	補助率・期間	助成額
土地・建物等取得費助成金	○取得費・賃借料・改修費の合計額の１／２ ○年　　額　250万円（最大） ○助成期間　10年間	最大2,500万円
賃借料助成金		
改修費助成金		

問合せ先（制度の詳細については下記までご連絡ください。）

石狩市健康推進部健康推進課
〒061-3216　石狩市花川北６条１丁目41－１　総合保健福祉センター「りんくる」
電話　0133-72-6124　　FAX　0133-75-2270　　E-mail　kenkous@city. ishikari. hokkaido. jp

最大助成額１億５千万円

砂川市開業医助成制度のご案内

市内への開業医誘致のため、「診療所等の開設」、「既存の診療所等の増設等」、「在宅医療の開始」をする開業医（医師・医療法人）に対し、開設等に要する費用の一部を助成します。

助成対象者　市の地域医療の充実に寄与し、10年以上の開業が見込まれるなど

助成の対象		助成率	最大助成額・期間
取得費	土地・建物・医療機器等の取得費用 （※地元企業の工事の場合は加算あり）	50％	土地・建物　5,000万円（※6,000万円） 医療機器等　3,000万円
賃借料	土地・建物・医療機器等の賃借料 （賃借した建物の改修費用も対象）	50％	土地・建物　4,500万円（年450万円×10年） 医療機器等　3,000万円（年600万円×５年）
在宅医療	・在宅医療に要する物品取得等費用 ・在宅医療を開始した場合の運営費用	100％	物品取得等費用　1,000万円 運営費用　2,000万円（年200万円×10年）
経営安定化運転資金	診療所等の経営安定化を図るための運転資金	100％	1,500万円 （年500万円×３年）

◎固定資産税等相当額（最大年200万円×５年）、人材確保経費（最大500万円）に対する助成もあり

●制度に関するお問い合わせ
砂川市保健福祉部　ふれあいセンター　管理係
〒073-0166　北海道砂川市西６条北６丁目１番１号
TEL　代表（０１２５）５２－２０００
E-mail　f-kanri@city.sunagawa.lg.jp